# 令和5年度

# 広島市児童相談所

一時保護所第三者評価受審結果報告書

特定非営利活動法人あいおらいと



# 広島市児童相談所 一時保護所第三者評価結果

業 務 名	広島市児童相談所一時保護所第三者評価業務
履行場所	広島市児童相談所一時保護所
	一時保護所の定員 25名
業務実施日	・評価説明会 令和5年11月28日(木)オンライン
	・事前聴き取り 令和6年 2月22日(木) ″
	<ul><li>・訪問調査 2月27日(火)28日(水)</li></ul>
	・報告会 3月12日 (火)

# 1 職員

# 正規職員

課長 1名 係長 1名

児童指導員 7名 保育士 4名

# 会計年度職員

心理療法士 1名 保育士 4名

学習指導員 11名 夜間当直員 37名

# 2 訪問調査:2日間

1日目 2月27日 (火) 13:00~17:00

13:00~13:30	当日の流れ 一時保護所の見学	一時保護所
13:30~15:45	評価項目についての聴き取り	課長係長
15:45~16:00	引継ぎへ参加	職員
16:00~17:00	評価項目についての聴き取り	11702

# 2 日目 2 月 2 8 日 (水) 8:30~12:00

8:30~ 9:00	引継へ参加	
9:00~11:00	評価項目についての聴き取り	一時保護所
11:00~11:30	職員への聴き取り	課長 係長
11 · 00~11 · 30	経験の浅い職員 ベテラン職員 各 15 分	職員
11:30~12:00	まとめ 今後の確認	

評価	評価基準
	優れた取組みが実施されている
S	他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
	適切に実施されている
a	よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける
В	「a」に向けた取組みの余地がある状態
	適切ではない、または実施されていない
С	「b」以上の取組みとなることを期待する状態

#### <評価の高い点>

#### 1 子どもを主体とした支援

一時保護所の理念をもとに、一人ひとりの子どもに寄り添う支援に努めている。また、職員は子どもが自分の意見等を伝えやすい雰囲気作りや関係作りを心がけている。子どもの家庭復帰を見据え、一時保護所内での学習支援に加え、登校支援にも積極的に取り組んでいる。日々、子どもの声を傾聴し、子どもを主体とした支援に取り組んでいる。

#### 2 権利擁護の取り組み

毎週、「子ども会議」を開催するとともに、先進的な「アドボケイト(きくマイクさん)」に取り組んでいる。職員についても年2回人権チェックシートを用いて人権意識の涵養に努めるなど、子どもの権利擁護に取り組んでいる。

# 3 充実した研修

正規職員はもとより、夜間指導員や会計年度職員を含む全職員を対象にした研修が行われている。このような一時保護所内部での全職員参加の研修や計画は、他ではあまり例をみない。この研修の取り組みは、日頃の職員の連携や業務の質の向上につながっており、高く評価できる。

#### <今後に期待する点>

#### 1 一時保護所の子どもの安全環境

一時保護所は移転整備されたばかりで、最新の設備を備えた環境となっている。しかし、居室内の子どもの様子を廊下側から確認することができない。今後、部屋の中の様子が把握できるよう居室のドアに工夫を行うことなどが必要である。

#### 2 支援体制の充実と人材育成

一時保護所は緊急に支援が必要な子どもなどが入所している。その対応には、子どもの背景を理解するための知識や経験、また、行動に対応するスキルが求められる。現在の職員体制は、ベテラン職員が少なくなっており、今後、より一層子どもの福祉を守るため、ベテラン職員の知識や経験、対応スキルを職員全員が継承できるような取り組みをはじめ、人材育成体制の構築が必要である。

#### 3 長期保護の解消

緊急一時保護の増加に加え、一時保護後の行き先が見えない子どもも少なくないことから、一時保護期間の長期化が目立ってきている。一時保護が長期化すると子どもはもとより一時保護所内全体に様々な悪影響が出てくる。今後、適正な一時保護委託先の確保とともに速やかな援助方針等の検討、決定が行われることを期待する。

I 子ども本位の養育・支援	評価
[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b
[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	S
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	а
[No. 5] 保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか	а
[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	b
[No. 7] 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b
[No. 8] 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	а
[No. 9] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
[No.10] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
[No.11] 特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか	b
[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか	b
[No.13] 子どものプライバシーへの配慮が行われているか	а
[No.14] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	а
[No.15] 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	b
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備	
[No.16] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
[No.17] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
[No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
[No.19] 管理者(一時保護所の長)としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
[No.20] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
[No.21] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
[No.22] 情報管理が適切に行われているか	а
[No.23] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	а
[No.24] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	S
[No.25] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	а
[No.26] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか	b
[No.27] 子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか	а
[No.28] 医療機関との連携が適切に行われているか	а
[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか	b
[No.30] 施設や里親等との連携が図られているか	а
Ⅲ 一時保護所の運営	
[No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	а
[No.32] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
[No.33] 緊急保護は、適切に行われているか	а
	а
[No.35] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	а
[No.36] 食事が適切に提供されているか	а
[No.37] 子どもの衣服は適切に提供されているか	b

[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	а
[No.39] 子どもの健康管理が適切に行われているか	а
[No.40] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	S
[No.41] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	а
[No.42] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	а
[No.43] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
[No.44] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	а
[No.45] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	а
[No.46] 重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている	b
[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	а
[No.48] 健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	а
[No.49] 災害発生時の対応は明確になっているか	а
[No.50] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	а
[No.51] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	а
[No.52] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	
[No.53] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	а
[No.54] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b
[No.55] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
[No.56] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
[No.57] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	b
[No.58] 観察会議が適切に実施されているか	b
	,

#### 子ども本位の養育・支援

評価
b

# [No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか(共通)

◆ねらい 一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害された時の解決方法について、子どもに 対して適切に説明されているか。

1-	1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	
	□子どもの権利擁護と施設内虐待防止に係る実用的な規程・マニュアル等が整備され、業務に反映してい	
	<u> </u>	
	□子どもの年齢や適性、能力に応じた権利を説明するツールを作成し活用している	$\triangle$
1-	1-2 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	
	□職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	0
	□権利侵害を訴えた子ども(または通告した職員)が不利益を被ることはない体制がある	Δ
フィント		

「子どもの権利擁護について」のマニュアルをもとに、子どもの年齢や能力に合わせて子どもの権利につ いて説明している。また、権利が侵害された場合には、職員やアドボケイトへの相談のほか、意見箱を利用 して意見等が表明できることを説明している。

今後、子どもが権利侵害を訴えた場合に不利益を被ることがないことや併せて施設内虐待発生時の手続 きや対応に関して、職員、子どもへの周知が必要である。

1 子どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築

評価

# [No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか(共通)

◆ねらい 一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護 等に反映する取組みが行われているかを評価します。

2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明できるような配慮を行っているか		S	
	□子どもが意見等を表明してよいことを年齢や能力、適性に応じて分かりやすく説明している	0	
	□子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがあり、実現できている	0	
2-	2-2 子どもの意見を尊重した一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか		
	□子どもの意見等を尊重する取り組みがマニュアル等で明確になっている	0	
	□子どもの意見等と職員が対立した時に対話による解決がなされている。	0	

#### コメント

子どもの意見等については、毎週の子ども会議やアドボケイトの取り組みのほか、意見箱により意見等 が表明できる仕組みを設けているだけでなく、子どもが職員に意見等を表明しやすい雰囲気作りや関係作 りに心がけている。子どもの意見等を尊重する取り組みはマニュアル等で明確になっている。

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意

評価

#### [No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか(共通)

◆ねらい 一時保護の開始にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもが理解できるよう伝える工夫 が行われているかを評価します。

3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもや保護者に分かりやすく説明し、理解を 得ているか

а

□保護開始にあたり、一時保護の理由と目的を子どもとその保護者に説明している	0
□一時保護の期間等を含め子どもの不安を取り除く具体的な方法をとっている。	0
□一時保護所での生活、注意事項を説明している(私物の取り扱や情報交換など)	0
□子どもにも分かる表現でリーフレット等のツールを作成・活用している	0
3-2 不服申し立ての方法等について、保護者や子どもに示しているか	b
□保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を保護者に説明している	0
□不服申立ての方法等について、子どもとその保護者に説明している	Δ
コメント	-
保護開始にあたり、一時保護の理由と目的を児童福祉司が子どもと保護者に説明している。-	一時保護所
の職員が生活場面で子どもに確認し、十分に理解できていない場合には、再度児童福祉司に説明	男を依頼し
ている。不服申し立てについては、保護者には説明しているが、子どもには説明していない。今	後、子ども
の意見表明を含めて保護者への説明を行うことが望ましい。	
1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意	評価
[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか(共通)	а
◆ねらい 保護期間中に、現状や見通しについて子どもに対する説明が行われているかを評価します。	
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	а
□家族との調整状況等の現状を子どもに伝えている	0
□現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている	0
□子どもの心情や意見等に配慮した対応がとられている	0
□保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	0
コメント	
保護期間中の家族調整等の現状や見通しについては、児童福祉司が子どもに伝えている。一	時保護所の
   職員は、子どもが不安を感じていると判断した場合に、児童相談所の心理職等が子どもの思いな	を聞くなど
して対応している。	
1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意	評価
[No.5] 保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか(共通)	а
◆ねらい 一時保護の解除にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもの気持ちに配慮!	した対応や
支援が行われているかを評価します。	
5-1 一時保護の解除にあたっては、子ども保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等につい	7
十分に検討しているか	a
□一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	0
□一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している	0
	U _
3	
5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	a
□ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	0

5-	3 里親委託や施設入所等が必要な子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行ってい		
るた	o,	а	
	□里親委託や施設入所等への必要性を説明している	0	
	□移動先となる施設や里親への見学、事前面接、パンフレット等により機会をつくっている	0	
コ	メント		
	一時保護解除については児童福祉司が子どもに説明している。解除を伝える時期は、子どもの状	況に応	
じ	て検討し判断している。一時保護所の職員は子どもの様子を観察しながら、子どもが不安を感じ	ている	
点	や理解できていないと思われる点があれば、児童福祉司に対応を依頼する。里親委託や施設入所	等が必	
要	な子どもには、マッチングや施設見学を行っている。		
1	子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意	評価	
[1	No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか(共通)	b	
<b>\</b>	ねらい 一時保護の解除にあたり、一時保護解除後の支援体制等について分かりやすく伝えているかを評価しま	す。	
6-	1 子どもが年齢に応じて援助依頼や SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	b	
	□子どもの年齢や状況に応じ援助依頼や SOS の出し方を伝え練習させている	Δ	
6-		b	
	□ 一時保護解除後の相談や支援について説明している	0	
	□ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	Δ	
コ	メント		
	困った時等は助けを求めることを伝えるようにしているが、SOS の出し方の練習まではしていな	γ,	
時	保護解除後の生活や支援について子どもが不安を感じているようであれば、職員が相談に応じた	り、児	
童	福祉司に伝えたりしている。一時保護解除後の支援等について子どもに説明・渡すための共通し	たツー	
ル	は特にない。		
1	子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護開始・解除に関わる持ち物の説明・合意	評価	
[N	lo.7]子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b	
<b>\</b>	ねらい 一時保護の開始・解除にあたり、子どもの所持物について適切に対応されているかを評価します。		
7-	1 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b	
	□子どもの所持する物について、一時保護開始時にルール等を含め分かりやすく説明している	0	
	□子どもの所持物について点検リストを作成し収受には預かり証・受領証で確認をしている	Δ	
	□子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている	Δ	
	□現金等の貴重品が適切に管理され、所有権不明の物品については適切に公示している	0	
7-	- - 2 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している	а	
	□子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	0	
	□保護期間中に破損または紛失した物品については、状況を説明し必要な弁償を行うことができる	0	
コ	メント		
j	所持品チェック表を用いて子どもと一緒に持ち物の点検を行い、貴重品は金庫に保管している。子ども		
に	とって心理的に大切な物については、他児への影響などを考慮しながら個別に対応している。一l	<b>诗保護</b>	

中に破損・紛失したものは代用品を渡している。今後、子どもに分かりやすい預かり確認の方法及び持ち込みできる所持品の範囲等の検討に期待する。

1 子どもの権利保障 (3)外出、通信、面会、行動等に関する制限

評価

#### [No.8] 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか(共通)

а

◆ねらい 外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる 範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを評価します。

8-	1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成で	а
ŧ	きる範囲で必要最小限となっているか	
	□外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由を子どもや保護者並びに関係機関	
	等(学校等)に説明している	0
	□個別処遇を行う場合には、その対応や期間等について検討を行っている	0
	□子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	0
8-2 子どもの意に反した対応・援助を行う場合には、児童相談所でその対応や期間等について検討を行ってい		
る		а
	□制限を伴う個別の援助を行う場合には、適切な手続きが行われているか	0
	□制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	0
	□制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	0
コ	メント	
入所時に「一時保護所でのきまり」を用いて、所内の制限等に関する説明を行っている。また、個別の支		
援が必要な場合はカンファレンスを開催し検討し判断している。制限等が不要な子どもについては、一		
保護所以外での保護について検討するようにしている。		

評価

# [Nº9] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか(共通)

b

◆ねらい 保護の職員等による子どもへの虐待防止の取組みがなされているか、また虐待事例がある場合には、その対応 が適切に行われたかを評価します。

/3 ^	A CONTRACTOR CONTRACTOR			
9-	9-1 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか			
	□被措置児童等虐待並びに権利侵害の予防と対応マニュアルが整備されている	0		
	□継続的かつ計画的に職員研修等を実施している	0		
9-	2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができること	b		
12.	について、あらかじめ子どもと職員に説明しているか			
	□被害を発見したときの通告・相談先が明確になっており、子どもと職員への周知がなされている	$\triangle$		
	□子どもの権利侵害が生じたときの対応は、マニュアル等に明記され適切に行われている	$\triangle$		
	□権利侵害の被害にあった子どもの心のケア等が行える体制が構築されている	0		
	□通告した職員(子ども)が不利益を被らない規程やマニュアルが整備されている	$\triangle$		
コメント				
	表法防止については、 ヱビ೩の焼利に関すて研修ら贈号の   焼音譜に関すて白コチェックシート	<b>シ</b> テトス		

虐待防止については、子どもの権利に関する研修や職員の人権意識に関する自己チェックシートによる

点検が行われている。被措置児童等虐待を発見した場合の対応について、マニュアルはあるものの周知が 十分ではない。通告した子どもが不利益を被らない規程やマニュアルがない。

評価

#### [No.10] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

b

◆ねらい 子ども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合 には、その対応が適切に行われたかを評価します。

10-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか				
	□しおり等に権利侵害となる行為等が明確に記載されている			
	□しおり等に、相談や通報先など、どう対応したらよいのか、通告が不利益にならないことが記載されている	$\triangle$		
10	10-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制が整備されているか			
	□職員が権利侵害と認めた場合には、子どもから訴えがなくとも同様の対応がなされる	0		
	□子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっており、再発防止の取り組みが行われている	0		
コメント				
子ども同士での暴力やいじめ等については、「一時保護所のきまり」で禁止事項として記載されている。				
しかし、通告が不利益にならないことは記載されていない。子ども同士の権利侵害等があった場合の体制				
は整備されており、再発防止の話し合いなどが行われる。				

1 子どもの権利保障 (6)子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由・性的なアイデンティティの保障

評価 b

# [No.11] 特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか

◆ねらい 文化、慣習、宗教等による生活上の違いや性的指向、性自認など特別な配慮が必要な子どもに対して適切な対応が行われているか評価します。

11-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか				
	□特別な配慮を必要とするか把握を行う仕組みがあり、どのような対応を行うかが検討され実施している	0		
11	11-2 性的指向、性自認などに配慮した対応が行われているか			
	□性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもの受入について、子どもの意向に沿った対応がなされて	_		
	いる。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性)			
	□性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもに関する他の子どもの疑問に適切に答えている	Δ		
	- 2 \ \ 1			

コメント

特別な配慮が必要な子どもについては、受理会議で検討し、できる範囲で対応している。性的指向、性自認等に配慮を要するケースはこれまで事例は少ないが、個別対応が可能な環境と思われる。

2 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ① 安全感・安心感を与えるケア

評価

# [No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか (共通)

b

◆ねらい 子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるようにするために行っている取組みについて評価します。

12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか

b

	□一時保護所での保護が適切でない場合に、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討 し、子どもに適した環境の確保に努めている	Δ		
	□保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安			
	全を確保するための必要な対策がとられている			
12	12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか			
	□すべての子どもに対して、公平さよりも個々の適性やニーズに応じて接している	0		
	□威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等で子どもを支配、制御しようとはしない。	0		
	□子どもには、敬称をつけている。または、子ども愛称で呼ぶときには子どもの同意を得ている。	0		
12	12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか			
	□「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している(いつでも子どもが職員に話しか			
	けられる状態や安心感につながるものを手元に置く等)			
	□子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴し			
	ている			
コ	メント			
	一時保護所での保護が適切でない場合、子どもに適した環境への委託を含めた検討をしている。しかし、			
実際には受け入れ先がなく、一時保護所での保護が長引く場合も多いことから、一時保護所内の安全の確				
保に努め、子どもが安心して生活ができるよう配慮している。職員間で情報を共有し、一人ひとりの子どな				
に	合ったかかわり方ができるようにしている。			

# [No.13] 子どものプライバシーへの配慮が行われているか (共通)

評価 a

◆ねらい 子どものプライバシーの保護に配慮されているか確認します。

13-1 子どものプライバシーの保護に配慮しているか		а
	□子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成し、職員に研修等で周知している	0
	□プライバシーの保護について具体的な例を示し、子どもに周知・説明している。	0
13	13-2 居室のプライバシーの保護に配慮されているか。	
	□子どものプライバシーは護られている。	0
	□居室には、同性職員が入る等の配慮をし、やむを得ず異性が入室するときには配慮をしている。	0
	□年齢や性別に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている。	0
13	13-3 私物等の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか	
	□子どもが同席し、同性職員が行っている	0

# コメント

子どものプライバシー保護については、「一時保護所倫理規定」及び「プライバシー保護について」マニュアルにより職員に周知している。また、子どもにも説明している。一時保護所での生活は男女別ユニットに別れ、同性の職員が支援している。私物等の点検については、夜間の緊急保護の場合や同時入所となった場合には職員が点検し後で子どもに確認しているが、原則、子どもと同席し同性職員が行っている。

`	羊女 十垣ヶ井十	/ 4 】 フ じも し か 目 4 か か		エンパロ ハートーへいがて ムマ
,	養育・支援の基本	( I ) <del>イ</del> アナバ(1)(空(1)()	(2)	エンパワメントにつながるケア

評価

#### [No.14] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか(共通)

◆ねらい 一時保護中の子どもとの関わりにおいて、個々の職員が子どものエンパワメントにつながる養育や支援を意識して行っているか、一時保護所全体としてそれを目的とした取組みがなされているかを評価します。

14-1「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセ―ジとして伝えているか		а
	□全体並びに個々に子どもに伝えている	0
	□職員に「個々の子どもが大切な存在である」という風土がある	0
14-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		а
	□子どもが主体的に活動・表現できる場面がある	0
	□子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	0
コメント     子ども一人ひとりの頑張りや成長を認め、言葉にして伝えるようにしている。また、毎週の子ども会議やアドボケイト及びアンケートを行い子どもからの意見を聴く機会を多くしてる。子ども会議等で出された遊びや活動については、実現できるよう対応している。		
į	- 1 Hays	

# 2 養育・支援の基本 (2)子どもからの聴き取り等に関する配慮

評価

[No.15] 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか(共通)

b

◆ねらい 生育歴等について子どもから聞き取りを行う場合において、子どもの人権等に十分に配慮した説明や対応が行われているかを評価します。

15-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか			
	□子どもからの生活歴の聞き取りは、複数職員で対応し慎重に行っている	0	
	□子どもからの聴取は、自発的な話の聞き取りによって進められている	0	
	□職員は、子どもを脅かさないための必要な技法を習得している	Δ	
15	15-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		
	□子どもから聞いた話は、了解を得て、職員間及び担当児童福祉司と共有している	0	
コ	コメント		
	子どもへの生活歴の聞き取りは、児童福祉司や児童心理司が行っている。一時保護所では子どもから気		
に	なる発言があれば、子どもの了解を得てから児童福祉司に伝えている。		

#### Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

 1
 適切な施設・環境整備
 (1)設備運営基準の遵守

 [No.16] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか
 b

◆ねらい 一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているかを評価します。

16-1 子どもの保護ができる場が用意できているか		а
	□定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	0
16-2 開放的環境における対応が可能となっているか		b
	□一時保護所内での開放的環境が確保されている	$\triangle$
16	16-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか	
	□一人あたりの居室面積が基準以上となっている	0

□居室定員の上限を超えていない	
コメント	
一時保護所は現在の場所に2年前に移転整備され、建物は明るく最新の設備を備えている。した	し、プ
ライバシー保護のための曇りガラスシートを貼り外が見えないなど開放的とは言い難い。定員を起	過して
受け入れを行うことは時々あるが、この場合、静養室や多目的室を使用し安全・安心に配慮してい	る。
1 適切な施設・環境整備 (2)個別性の尊重	評価
[No.17] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
◆ねらい 施設・設備や生活上のルールにおいて、子ども一人ひとりの個別性を尊重した生活を送ることができる	はう配慮
されているかを評価します。	_
17-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	b
□子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	0
□保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となって	
おり、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている	
□頭髪の色、長さ、服装等にルールはなく、修正が必要な場合には、子どもの同意を得ている	Δ
17-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	a
□できるだけ個室で生活できるよう調整している。個室が利用できない場合には、子ども同士の年齢や適性	
	$\circ$
に配慮し、説明と同意を得ている	
に配慮し、説明と同意を得ている コメント	
- Marie 2 - Mari	日課と
コメント	
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができる	
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができる なっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個宝	
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。	として
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備	 !として <b>評価</b>
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個望使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	として
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。	:  として     <b>評価</b>
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個互使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  【No.18】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか	:  として     <b>評価</b>
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。	にとして 評価 b
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個互使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  【No.18】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか	評価 b
ロメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備(3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか  □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている	評価 b
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている	評価 b
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個名使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備(3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか	評価 b
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備 [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている	評価 b
コメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている  18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか	評価 b
ロメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている  18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか □心身をリラックスできる空間や設備がある	評価 b
タント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている  18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか □心身をリラックスできる空間や設備がある □子ども・職員が集まり、相互に交流できるスペースがある	評価 b
生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか  ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか  □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか  □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている  18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか  □心身をリラックスできる空間や設備がある  □子ども・職員が集まり、相互に交流できるスペースがある  18-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか	評価 b
ロメント 生活のルールは「一時保護所のきまり」で示されているが、子どもが自由に過ごすことができるなっている。服装に関しては、一定の制限がある。居室に関しては、中学生以上はできるだけ個質使用し、相部屋となる場合には、居室内に仕切りを設けるなどの工夫をしている。  1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備  [No.18] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。  18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている  18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている  18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか □心身をリラックスできる空間や設備がある □子ども・職員が集まり、相互に交流できるスペースがある  18-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか □子どもの成長や年齢に応じた設備や什器備品等が整備されている	評価 b

#### コメント

安全確保を優先した環境となっている。清掃は業者が行っているが、清掃が十分行き届いていないところもある。子どもは週 2 回居室を清掃している。交流スペース、体育館、屋外の運動場も整備され遊具もある。壁紙の一部に破損個所がある。

#### 2 管理者の責務

評価

#### [No.19] 管理者(一時保護所の長)としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

b

◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを評価します。

19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		а
	□管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている	0
	□職員との信頼関係ができている	0
19	19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	
	□一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている	Δ
	□リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	Δ
19	19-3 スーパーバイズができているか	
	□管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている	0
	□管理者による SV が行われている	Δ

#### コメント

管理者の役割と責任は事務分掌表に明記している。管理者は相談部門に所属し複数の業務を兼務していることから、常時リーダーシップを果たすことが困難な現状がある。一時保護所は突発的な対応が多いこと、職員からアドバイスを求められることも多いことから、管理者がその役割と責任を果たせる体制を整備することが望ましい。

# 3 適切な職員体制(1)設備運営基準の遵守

評価

#### [No.20] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

b

◆ねらい 一時保護所として必要な職員が配置されているかを評価します。

20	-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	b
	□児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている	0
	□定員数等に応じた、職員数が確保されている	0
	□保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている	0
	□各時間帯に必要な職員が配置されている	Δ

#### コメント

職員体制は、児童養護施設に準じた設備運営基準や職員が配置されている。しかし、一時保護所は個別支援が必要な子どもも多く、職員は人手不足を感じている。特に朝夕の時間帯に子どもの支援の手薄さが常態化している。

3 適切な職員体制(2)職員の適正配置

評価

# [No.21] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか(共通)

b

◆ねらい 個々の職種の役割に応じた職員が配置されているかを評価します。

21	-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	а
	□直接支援職員と間接支援職員(調理員など)の役割が明確されているか	0
	□保健師・看護師の役割が明確にされている	0
21	2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	b
	□職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている	$\triangle$
	□子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている	Δ
	□SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている(経験としてケアワークと相談援助または	
	心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士等の有資格者)	O
21	-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	b
	□児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある	0
	□適切にスーパービジョンがなされている	$\triangle$
	□相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている	Δ
コ	メント	
	一時保護所の職員は、一般職、福祉職、心理職、教員、保育士で構成されているが、人員配置の基準	準や人
材	育成計画等が明確でなく専門性の担保に課題がある。児童福祉司、児童心理司を含め情報共有を行	行うし
<	みはあるが、児童福祉司により情報共有等の対応は異なっている。	

# 3 適切な職員体制(3)情報管理

評価

# [No.22] 情報管理が適切に行われているか(共通)

а

◆ねらい 一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを評価します。

22	2-1 個人情報が適切に取り扱われているか	a
	□個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある	0
	□個人情報について、職員研修等の取組みが実施されている	0
	□個人情報に関わる書類が放置されていない	0
	□個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている	Δ
22	2-2 書類や記録等が適切に管理・更新されているか	а
	□書類や記録等が適切に作成され管理されている	0
	□書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	0
22	2-3 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得	
て	いるか	a
	□子どもに関す情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	0
_	J. V. I.	

コメント

個人情報の取り扱いに関してはマニュアがある。また、職員研修も行っている。個人情報は事務室のパソコンで管理し(または、事務室で電子データで管理し)、事務室に職員がいない場合は確実に施錠している。個人情報を外部機関と共有する場合は、児童福祉司が行っている。

評価
а

◆ねらい 職員の専門性向上や意識共有のための取組みが、目標に基づき計画的かつ体系的に実行されているかを確認します。

23 るた	-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われてい	a
	□児童福祉法の趣旨・目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研等が実施されている	0
23	2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか	а
	□計画的で継続した研修が行われている	0
	□研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている	0
	□研修等で配置職員が減じても、通常の援助・支援が行える体制がとられている	0
23	-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか	а
	□職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている	0
	□職員の習熟のレベルに応じた達成水準が定められている	0
	□研修がデータベース化され、個人ごとの研修履歴がわかるようになっている	0
23	-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか	a
	□OJT を意識的に行っている	0
	□新任・転任者には、トレーナーを定め OJT を行っている	0
係	メント 研修計画を策定し、年間を通して研修が行われている。内容も夜間指導員をはじめ全職員の研修の 単位のミニ研修も行われている。職員の育成は、職員の習熟レベルに応じた達成水準を定め評価。 ている。また、これまで受講した個人ごとの研修履歴はデータベース化している。	

3 適切な職員体制(4)職員の専門性の向上の取組

評価 s

# [No.24] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

◆ねらい 日常的また定期的に職員間で情報の共有化を図るための仕組みについて評価します。

	•		
	24	l-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか	S
		□引き継ぎが適切に共有される仕組みがある	0
		□職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある	0
		□引き継ぎや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮されている	0
Ī	コ	メント	
		日々の引継ぎは朝夕行われる。事前に勤務の開始者と終了者同士が状況確認を行った後、一人ひる	とりの
	子	どもの様子を紙面を用いて、ていねいに報告している。朝会には、児童相談所所長も参加するほど	か、必
	要	に応じて担当児童福祉司等も参加し子どもの様子を共有している。	

3	適切が職員休制	(5)	児童福祉司との連携

評価

# [No.25] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか(共通)

◆ねらい 一時保護にあたり、必要な場面において児童相談所の児童福祉司との連携が十分に行われているかを評価します。

25-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	а
□一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	$\circ$
25-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分	-
な連携を図っているか	a
□入退所時や入所中の調査・診断・支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある	0
□追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	0
コメント	
受理会議、観察会議、判定会議等を通して、児童相談所の他の部門との情報共有を行っている。	,担当児
童福祉司が面接を行った際、報告がない場合は、個別に問い合わせ確認している。	

3 適切な職員体制(6)職場環境

評価

# [No.26] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか

b

◆ねらい 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

26	-1 適正な就業状況が確保されているか	b
	□労務管理体制が構築され、過度の時間外労働は生じていない	Δ
	□時間外勤務手当や休暇取得などが適切に行われている	$\triangle$
26	-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	а
	□メンタルヘルスに関する取組みが行われている	0
	□ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている	0
	□希望があれば、職員が相談できる体制がある	0

コメント

緊急一時保護や個別指導を必要とする子どもが多く、また、長期の一時保護による影響も大きく時間外や休暇の取得が難しい職場である。メンタルヘルスに関する取り組み、ハラスメント防止等の取り組みがあるほか、職員が希望すれば相談できる環境はある。

4 関係機関との連携(1)子どもの所属する機関との連携

評価

# [No.27] 子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか(共通)

а

◆ねらい 一時保護所において子どもの状況にあったよりよい養育・支援を行うこと。子どもが所属する関係機関と適切な 連携が行われているかを評価します。

27	-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	а
	□子どもの所属する幼保、学校などと必要な関係機関との連携している	0
	□関係機関との連携の内容や方法が明確になっている	0
27	-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	а
	□関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている	0

□情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	$\circ$
コメント	
子どもの所属する保育所、幼稚園、学校や関係機関との連携等は児童福祉司が行っている。学校と	との関
係については、教諭との面会の実施や学校の課題の持参など連携に努めているほか、子どもの状況は	こ応じ
て通学支援を行っている。	
4 関係機関との連携(2)医療機関との連携	評価
「No.28] 医療機関との連携が適切に行われているか(共通)	а
28-1 必要に応じて、医療機関との連携が適切に行われているか	а
□子どもの健康管理において、医療機関との連携が適切に行われている	0
□虐待等により医療・医学診断が必要な場合、適宜に協力を得られる医療機関がある	0
28-2 子どもの状況に応じ、保健師をはじめ児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケ	
アを行える体制があるか	а
□医学的な治療の必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケア体制が取れる	0
□区子町は石原の心安は「COIC 201C、区原版因ががかわる) ームノ)体的が取れる コメント	
広島市こども療育センターの医師が嘱託医となっており、子どもの入所時には健診を受けている。	また
必要に応じて地域の医療機関に受診している。医学的な治療の必要な子どもについての支援体制は構	
	内木で
	円米で
	舟米で
れている。	
れている。 4 関係機関との連携 (3) 警察や司法機関との連携	評価
れている。  4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)	評価 b
れている。  4 関係機関との連携 (3) 警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか (共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広	評価 b
れている。  4 関係機関との連携 (3) 警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか (共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。	評価 b ぶげな
<ul> <li>れている。</li> <li>4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携</li> <li>[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)</li> <li>◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。</li> <li>29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか</li> </ul>	評価 b ぶげな b
れている。  4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている	評価 b ぶげな b
れている。  4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている  □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	評価 b ぶげな b
れている。  4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている  □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある  □家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている	評価 b ぶげな b
<ul> <li>4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携</li> <li>[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)</li> <li>◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。</li> <li>29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか</li> <li>□警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている</li> <li>□無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある</li> <li>□家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている</li> <li>29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか</li> </ul>	評価 b ぶげな b
4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている  □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある  □家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている  29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか  □警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよ	評価 b ごげな b △
<ul> <li>4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携</li> <li>[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)</li> <li>◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。</li> <li>29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか</li> <li>□警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている</li> <li>□無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある</li> <li>□家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている</li> <li>29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか</li> </ul>	評価 b がな b △ ○ a
4 関係機関との連携(3)警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)  ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている  □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある  □家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている  29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか  □警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよ	評価 b がな b △ ○ a
<ul> <li>4 関係機関との連携(3) 警察や司法機関との連携</li> <li>【No.29】 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)</li> <li>◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。</li> <li>29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか</li> <li>□警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている</li> <li>□無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある</li> <li>□家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている</li> <li>29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか</li> <li>□警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている</li> <li>□警察・司法機関と連携した司法面接を行っている</li> </ul>	評価 b がな b △ ○ a
4 関係機関との連携(3) 警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている  □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある  □家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている  29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか  □警察・司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている  □警察・司法機関と連携した司法面接を行っている  コメント  児童相談所に警察官(現職、OB)が派遣され、警察との連携を図っている。また、警察や司法機関	評価 b ぶげな b △ ○ a ○
<ul> <li>4 関係機関との連携(3) 警察や司法機関との連携</li> <li>【No.29】 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通)</li> <li>◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。</li> <li>29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか</li> <li>□警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている</li> <li>□無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある</li> <li>□家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている</li> <li>29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか</li> <li>□警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている</li> <li>□警察・司法機関と連携した司法面接を行っている</li> </ul>	評価 b ぶげな b △ ○ a ○
4 関係機関との連携(3) 警察や司法機関との連携  [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広いような配慮が行われているか評価します。  29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか  □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている  □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある  □家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている  29-2 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか  □警察・司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている  □警察・司法機関と連携した司法面接を行っている  コメント  児童相談所に警察官(現職、OB)が派遣され、警察との連携を図っている。また、警察や司法機関	評価 b ぶげな b △ ○ a ○

1	関係機関との連携	(1)	施設・里親等との連携
4	第1糸機関との1単揺	(4)	かまで 半税 寺との津塔

評価

# [No.30] 施設や里親等との連携が図られているか(共通)

◆ねらい 一時保護の解除に向け、施設や里親等との連携により、子どもが安心して新たな生活に移れるような取組みがなされているかを評価します。

30	30-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか		
	□移行する施設や里親との情報の共有が行われている	0	
	□子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている	0	
	□子どもの意見や不安などが把握され共有されている	0	
コ	メント		
	施設や里親等との連携は、児童福祉司が行っている。子どもへの説明は施設見学やパンフレット等で行		
つ	ている。一時保護所の職員は、子どもの様子を観察し、不安を感じていたり意見があったりする‡	易合支	
援	している。		

# Ⅲ 一時保護所の運営

# 1 一時保護の目的

評価

# [No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか(共通)

а

◆ねらい 一時保護を行うにあたっての、理念ならびに基本方針が策定されているか、また職員への周知が図られているかを評価します。

31	31-1 理念・基本方針が策定され職員に周知されているか				
	□理念・基本方針が策定され、職員に周知が図られている	0			
	□理念・基本方針は一時保護の機能(緊急・観察・指導等)に即した理念・基本方針となっている	0			
コ	コメント				
	理念、基本方針を定めている。「一時保護所事務手順書」の冒頭の「一時保護所の倫理規定」に記	して目			
に	触れるようにしている他、会議等で反復して確認をしている。理念、基本方針は一時保護の機能(	緊急•			
観	察・指導等)に即した理念・基本方針となっている。				

#### 2 一時保護所の運営計画等の策定

評価

# [No.32] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

b

◆ねらい 単年度における事業内容が具体的に示されているか、またその計画に基づく取組みが実行されているかを評価します。

32	32-1 事業計画が策定されているか	
	□活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている	0
	□事業計画は単に行事計画ではなく、必要な事業内容が具体的に示されている	0
	□事業計画は、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	$\triangle$
32	32-2 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	
	□事業計画の評価、見直しなどの時期や手順が明確になっている	0
	□目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている	$\triangle$
	□評価を行いやすいよう、できる限り数値化を行うなどの工夫が行われている	Δ

_	.7	1	ſ
$\exists$	х		<b></b>

業務ごとの年間計画を定め、年度毎に振り返りを行っている。一時保護所としての事業計画については、その性格等から事業の種類と内容、予算、組織、人員計画、事業スケジュールなどが考えられ、また、進捗 状況の確認や数値化が求めらる。

#### 3 一時保護所の在り方

評価

# [No.33] 緊急保護は、適切に行われているか(共通)

a

◆ねらい 緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを評価します。

33	3-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	а
	□子どもの身体状況を把握するための健康診断や必要に応じて、専門医の診察を受診させている	0
	□緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている	0
	□閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、	
	手続き等が明確になっている	
	□閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	0
33	3-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	a
	□子どもや保護者に対して必要な説明が行われている	0
	□子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	0
コ	メント	
,	個別対応が必要な場合は、受理会議で対応方法等を検討している。緊急保護にあっても、子ども、	への説
明	、健康状態の把握と必要な健診を行っている。相談部門による調査内容や健診の結果を検討し、	できる
だ	け速やかに他児との生活を始めることができるよう支援を進めている。	

4 一時保護所における保護の内容(1)生活面のケア

評価

#### 「No.34】一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

а

◆ねらい 年齢など、個々の子どもの状態にあわせた適切な生活面のケアが行われているかについて評価します。

34	34-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか			
	□子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	0		
	□健康維持を第一に行っている(例. 歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない)	0		
	□幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的生活習慣の習得に十分配慮している	0		
	□精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	0		
34	2 日課構成は適切か	а		
	□子どもの状況に応じた、日課が構成されている	0		
	□入浴の回数は適切である	0		
	□子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	0		
34	34-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか a			
	□掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	0		
コ	コメント			
	子どもは 里児 女児 効児の3つに分かれて生活をする。年齢にあわせた生活日課にて支援している。			

通学が可能な子どもは児童福祉司による登校支援がある。一時保護所内の学習は、子どもの学力に合わせた環境を工夫している。中学生は午後に学習の時間が設定されている。食事の片づけや入浴の仕方など、子どもの日常生活での自立に向けた生活習慣の獲得ができるよう支援を行っている。

4 一時保護所における保護の内容(2)レクリエーション

評価

# [No.35] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

а

◆ねらい 子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを評価します。

	35-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか			
	□レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	0		
35	i-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう			
配	慮しているか	a		
	□子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている	0		
	□一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	0		
35	-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り			
組	んでいるか	S		
	□野外活動等が行われている	$\circ$		
	□野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組みや工夫が行われて			
	เงอ	O		
35	-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか	а		
	□遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	0		
コ	コメント			
	子どもの年齢や希望に応じ、遊具、スポーツを楽しむための道具、書籍、DVD、ゲームなどが選	択でき		
るよう一定の量を準備している。また、所外活動や、園庭での遊びを設定している。体育館の完成によ				
さらに活動が広がる。				

4 一時保護所における保護の内容(3)食事(間食を含む)

評価

# [No.36] 食事が適切に提供されているか

◆ねらい 安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを 評価します。

36	36-1 適切に食事が提供されているか	
	□1 日3食の食事が、適切な時間に提供されている	0
	□一定期間の予定献立が作成され栄養バランスに配慮されている	0
36	-2 食事の安全・衛生が確保されているか	a
	□食材の検収・保管が適切に行われている	0
	□大量調整の基準に従って衛生管理等を行っている。	0
36	36-3 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか a	
	□アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	0

□宗教・文化・習慣等の理由で禁忌されている食品への配慮が行われている	0
□体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	0
36-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか	а
□食事は、適時・適温で提供されている	0
□子どもの嗜好調査等が行われ、配慮した食事が提供されている	0
□テーブル・椅子の高さに配慮され、職員が常に援助できる体制で食事をする	0
36-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	а
□食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている	0
□ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	0
コメント	
調理は委託している。栄養のバランスを考慮した食事を、日課にそって適切な時間に提供している	3。入
所時にアレルギーについて把握し、適切に対応している。嗜好調査は実施していないが、献立や味・	つけに
ついては子ども会議等で出された子どもの意見を伝えている。食育については、行事食の際に職員だ	が材料
や所以を説明したり、子どもと一緒におやつ作りに取り組むなど工夫している。	
4 一時保護所における保護の内容(4)衣服	評価
[No.37] 子どもの衣服は適切に提供されているか	b
◆ねらい 子どもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であるかを評価します。	
37-1 衣服の清潔は保たれているか	а
□洗濯の回数・方法が適切である	0
37-2 衣習慣が身に付くように支援しているか	а
□気候にあわせた衣服を着用するよう指導している	0
□子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	0
37-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか	а
□私服を着用できるようにしている	0
□貸与・支給の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	0
37-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか	b
□肌着を使い回していない(下着は新品を使用)	Δ
□古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与・支給していない	0
コメント	
衣服は職員が毎日洗濯をして清潔なものを着用している。私服は、華美なものやスカートなど一気	どの禁
止はあるのものの着用することができる。ショーツは新品があるものの、シャツ(キャミソール等)	) は古
着を使用している。	
4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄	評価
4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	評価 a
[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	
[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価します。	а

	□職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午	
	<b>睡の強要)</b>	
38	-2 睡眠環境は適切か	а
	□就寝時の空調温度が適切に設定されている	0
-	□清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている	0
	□特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている	0
38	-3 排泄の指導は適切に行われているか	а
_	□夜尿をする子どもに対して予防のために定期的に起こすなどしている	0
	□夜間トイレ等を怖がる子どもへ適切な対応が行われている	$\circ$
コノ	メント	
=	子どもの年齢にあわせた就寝時間を設定している。寝具の交換や乾燥などの手入れは適切に行って	こいる。
夜鳥	尿の子どもの支援は主治医の指示に従って支援している。	
4	一時保護所における保護の内容(6)健康管理	評価
[N	o.39] 子どもの健康管理が適切に行われているか	а
<b>◆</b> ∤	Qらい 日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理におい	
て通	<b>通切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します。</b>	
39	-1 子どもの健康状態が把握されているか	а
	□日々の子どもの健康状態を把握し、記録している	0
=	□医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある	0
=	□子どもの服薬は、職員が管理している。	0
39	-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	а
	□定期的に健康診査を受けさせている	0
-	□体調不良やケガ等の対応方法が明確になり、症状によっては医学診断と治療が可能となっている	0
•	□保護以前の診療を含め、通院・受診に同伴する職員が確保できる体制になっている	0
コ	メント	
4	毎日の健康観察のほか、体調不良やけがなどの有症状時には嘱託医に相談して受診をするなど健康	康管理
に置	記慮して支援している。	
4	一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援	評価
	o.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通)	S
Ξ.	36い 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを評価します。	
	-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	S
	□子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保している	0
	□ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応じた学習支援を行っている	0
	□子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている	0
40	- 1 C0の特性で子自念的に心のだ子自文派の工人を117 Cでる -2 在籍校との連携が図られているか	
40	-2 任霜仪との連携が図られているが □保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している	S
		0
	□教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている	$\circ$

40	-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	S
	□一時保護委託等を含めて通学機会を確保している	$\circ$
	□受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学している	$\circ$
コ	メント	
-	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている。通学できる子どもは児童福祉	独司が
送	型をして登校を支援している。教材等は学校と連携して準備しており、子どもの学習へのモチベー	ーショ
ンリ	こつながっている。教育委員会と連携し、教員の派遣等が行われ子どもの学習保証に努めている。	
4	一時保護所における保護の内容(8)保育	評価
[N	o.41]未就学児に対しては適切な保育を行っているか	а
<b>◆</b> ∤	Qらい 未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを評価します。	
41	-1 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	а
	□必要な保育などの支援体制が確保されている	0
	□子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている	0
		0
	□子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	
コ	□子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている メント	
		が大き
í	メント	
í	メント テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差z	
í	メント テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差z	
<u>ئ</u> دى كىدى	メント テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差々 切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して	こいる。
1 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	メント テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別 切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	
1 ነ ነ ነ 4 -	メント テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別 切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等 の.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)	: いる。 <b>評価</b>
4 - [N ◆ᡮ	メント テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別 切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	: いる。 <b>評価</b>
インシュータイプ 4 - 「N ◆ 相 明報	メント	: いる。 <b>評価</b>
インシュータイプ 4 - 「N ◆ 相 明 fi	メント 一事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別 力児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等 <b>0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)</b> 3らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説 等の対応について評価します。 -1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	評価 a
インシュータイプ 4 - 「N ◆ 相 明 fi	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等 <b>0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)</b> ②らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  -1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢で応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	評価 a
インシュータイプ 4 - 「N ◆ 相 明報	テ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別が規保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等 0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通) 2らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。 1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか □子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。	評価 a O
4 - [N ◆材明 42	マント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  力児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  10.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか (共通)  25い 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  □面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている	評価 a O O
4 - [N ◆材明 42	マント  デ事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  力児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか (共通)  2らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  -1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  一子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  一子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  一子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  一面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  -2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	評価 a O O a
4 - [N ◆材明 42	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差元  切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  10.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)  26い 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  一子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  一子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  一子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  一面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  一名学である場合には、子どもに対してその説明が行われている  「国会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  「児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている	評価 a O O a O
4 - [N	メント	評価 a O O a O
4 - [N	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)  26い 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  一1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢や状況に応じ、家族で家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  □面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  □は、子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか  □児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている  □児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	評価 a O O a O a
4 - [N	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  切児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)  ②らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  一1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  □面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  □直会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  □型福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  -3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか  □一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている	評価 a O O a O a
4 - IN ◆ 材 明章 42 42	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  力児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  ・時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  の.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)  ②らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  ・1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  □面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  ・2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されている  □別明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  -3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか  □一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている  □子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	評価 a O O a O a
4 - IN サオ 明 42 42 42	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差元  力児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  一時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  0.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)  ②らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  一1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  □面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  −2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されている  □児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □ 示くて生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている  □子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている  メント	評価 a O O a O a
4 - IN ◆材明 42 42 42	メント  丁事や季節に応じた遊びを取り入れることで、社会経験を重ねていけるようにしている。個人差別  力児保育を、年齢や発達段階を考慮して行っている。同じ遊びが継続することのないよう工夫して  ・時保護所における保護の内容(9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等  の.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通)  ②らい 子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の聴取や説等の対応について評価します。  ・1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか  □子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している  □子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。  □面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている  ・2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されている  □別明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  □説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている  -3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか  □一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている  □子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	評価 a O O a O a

# 5 特別なケアの実施 (1)性的問題への対応

評価

# [No.43]子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか(共通)

b

◆ねらい 性的問題を抱えた子どもに対する検討や個別援助の状況及び性的問題を予防するために行っている 取組みについて評価します。

43-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		a	
	□性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	0	
43	3-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	a	
	□異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている	0	
	□具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを指導している	0	
43	3-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか	b	
	□他の子どもたちと分離できる設備と職員体制が確保されている	Δ	
	□教育・指導の後に他の子どもと合流する際には、子どもとの関係性を評価している	0	
	□必要に応じて、医療機関を受診させている	0	
43	43-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		
	□警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	0	
コ	コメント		
性行動に関しては、受け入れ時に情報を共有したうえで対応を検討し適切に支援している。男女は基			
本的に別区画で生活している。同性間での性加害、性被害のあった子どもを保護する場合には注意深く生			
活	を観察し支援している。施設内には個別対応できる部屋はあるが、それぞれの部屋に常に職員を関	記置す	
る	ことは難しいのが現状である。		

5 特別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応

評価 a

# [No.44]他書や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか(共通)

◆ねらい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁寧なアセスメントに 基づく対応が行われているかを評価します。

44-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施し		
てし	るか	a
	□受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている	0
	□心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセ	
	スメントを行い、対応についての方針が検討されている	
	□心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	0
44	-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	а
	□心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	0
	□保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている	0
44	44-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	
	□緊急時に警察等を含め、必要な応援体制が確保されている	0
	□自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている	0
	□暴言、暴力の原因や機序、子どもの気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている	0
	□他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	0
コメント		

自傷や他害行為の可能性については、受け入れ時に把握している。自傷行為は注意深く観察をしたうえ

で対応しており、必要に応じて精神科受診を支援する。激しい他害(暴力)行為については、他児への影響も考慮して、必要に応じて警察の支援を受けることを手順書に定めている。

5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応

評価

# [No.45]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか(共通)

а

◆ねらい 子どもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを評価します。

45-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		а		
	□受入時に無断外出を行う可能性が把握されている			
	□心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての			
	方針が検討されている	0		
	□心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	0		
45	5-2 無断外出があった場合に適切な対応を行っているか	а		
	□無断外出の対応マニュアルが策定されている	0		
	□無断外出があった場合には、保護者その他の関係機関に連絡している	0		
45	- 3 無断外出が発生した場合に、その子どもや周囲の子どもたち対して適切な対応を行っているか	а		
	□無断外出した子どもを温かく迎え入れ、無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止			
	めている	O		
	□無断外出した子どもに、ペナルティを与えることはない	0		
	□無断外出が発生した場合に周囲の子どもたち対して適切な対応を行っているか	0		
コ	メント			
	無断外出については、マニュアルに基づき職員間で支援内容を相談しながら対応している。保護所内は			
出入り口のみならず施錠箇所が複数あり、未然の策を講じている。無断外出をした子どもには、気持ちる				
受	け止めつつ行動の責任を考えるよう個別に対応し、影響を受ける他児へは、状況を説明するととも	に個々		
の	不安に配慮した対応を行う。			

5 特別なケアの実施 (4)重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもへの対応係の対応

評価

# [No.46]重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている(共通)

b

◆ねらい 一定の重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して子どもに対する支援内容に 応じた支援体制が確保されているかを評価します。

46	46-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制	
の値	の確保が行われているか	
	□重大事件を想定したマニュアルが策定されている	
	□事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	Δ
46-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか		b
	□他児の生活スペースから分離され、他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	Δ
	□刺激を制限した生活・日課が用意されている	Δ
46	-3 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	b

	□身近な親族等を失った子どもに対してマニュアルが策定されている	Δ	
	□亡くなった理由や子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	0	
	□子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	0	
	□子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	0	
コ	メント		
	重大事件を想定したマニュアルは策定されていない。当該事案については、援助方針会議で個別に	こ支	
援	内容を検討し対応することとしており、他児と接することなく個別対応をすることのできる居室を	を準備	
で	きる。		
	親族等を亡くした子どもの対応マニュアルは策定していないが、グリーフケアの研修が行われてい	いる。	
葬	儀等への参列は子どもの希望に応じて対応している。		
5	特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価	
	io.47]被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか(共通)	а	
-	ねらい 被虐待児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めた支援体制が		
	ているかを評価します。	PENC	
	7-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	а	
.,	□被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握し、職員間で共有している	0	
	□子どもの心身の状況等の評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されて		
	いる	0	
□ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある 47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		0	
4/		a	
	□心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	0	
	□保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスや治療的なケアを行っている 		
	メント	, , ,	
受け入れる子どものほとんどが何らかの被虐待体験を有していることから、その状況を把握するとと 			
に、支援内容、方法について職員間で検討のうえ対応している。保護開始後に気になる言動のあった場			
には、児童心理司や医療機関との連携により適切な支援を行っている。 			
5	特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価	
[N	lo.48]健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われてい	2	
る	か(共通)	a	
•	ねらい 健康上配慮が必要な子どもや障害児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び	外部	
を含めた支援体制が確保されているかを評価します。			
48	3-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	а	
	□子どもの健康配慮や障害の状況等に関する把握が行えている	0	
	□受入を行うにあたり、介助を含んだバリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われてい		
	ব		
	□不必要な刺激を制御できる環境や体制があり、活用している	0	
48	1 3-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	а	

□心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	$\circ$	
□個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれてい	$\circ$	
る		
48-3 受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	a	
□障害への理解を深めるための取組みがなされている	$\circ$	
□障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている	$\circ$	
コメント		
施設はバリアフリー化され、個別対応も可能な構造となっている。健康上の配慮や障がいのある子	こども	
の支援については、個別に支援を検討して受け入れている。障害のない子どもに対する障がいへの理	と解を	
深める取り組みについては、子ども同士で揶揄するなどのトラブルがあった時に、互いを尊重する機	絵会と	
して対応している。		
_		
6 安全対策 (1)災害時対策	評価	
[No.49]災害発生時の対応は明確になっているか(共通 併設の場合)	a	
◆ねらい 災害発生時に備え、避難計画等の作成や関係機関との連携体制が構築されているか、また計画に基	づく訓	
練が定期的に行われているかを評価します。		
49-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	а	
□具体的で実用的な避難計画が策定され避難訓練が実施されている	$\circ$	
□災害発生時や緊急事態発生時に必要な関係機関の連絡先が明示されている	$\circ$	
□避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われ		
ている	0	
コメント		
災害発生時のマニュアルがあり、発生時にはどの職員も対応できるようにしている。毎月の避難訓練で		
は、夜間の少人数体制を想定した訓練をしているほか、避難経路や対応の見直しを行っている。		
_		
6 安全対策 (2)感染症対策	評価	
[No.50]感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか(共通)	a	
◆ねらい 感染症の発生及び感染拡大を予防するための対策が講じられているかを評価します。		
50-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	a	
□感染症発生時の対応マニュアルが策定されている	0	
□一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している	$\bigcirc$	
□感染を予防・防止するための取組みが行われている	$\circ$	
コメント		
一時保護開始時に感染症の有無を確認している。感染症発生の予防や発生後の拡大防止について、	マニ	
ュアルに定めて対応している。		

評価	
а	

# [No.51]一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

◆ねらい 一時保護所における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されているかを評価します。

51-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか		а	
	□養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある	0	
	□リスク管理に関して定めたマニュアルがある(想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応)	0	
51	51-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか		
	□マニュアルの内容に関する研修が実施されている	0	
	□やむを得ずマニュアル以外の方法等がとられた時に報告と共有がなされている	0	
51	51-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることや見直しが行われる仕組みがあるか		
	□定期的にマニュアルの見直しが行われている	0	
	□マニュアル等に基づくケア等が行われている(マニュアルが形骸化していない)	0	
	□マニュアル等の見直しにあたり、職員の意見が反映されている	0	
コ	コメント		
	マニュアルを策定し職員で共有している。マニュアルに関する研修を行い、マニュアルの定期的な見直		
しをしている。マニュアルに記載した方法以外の対応をする場合には、全員で共通認識をもって代替対応			
を行っている。			

# 7 質の維持・向上

評価

# [No.52]一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

b

◆ねらい 総合的かつ継続的な質の向上のための組織的な仕組みがあるか、その仕組みによる取組みが実行されているかを評価します。

れたいるかを評価します。			
52-1 自己評価が定期的に行われているか		а	
	□自己評価を定期的に実施している	0	
52	52-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか		
	□外部評価を定期的に受けている	×	
52	52-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか		
	□評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある	0	
	□職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか 共有ありますよね	0	
	□PDCA サイクルまたは準ずる方法で組織的な取組みが行われている	0	
コメント			
	上自于旧李相沙武孙自《西口》。 k 2 自己范压(上佐子)。 b 2 , b 2 , b 2 是 b 2 同豆安佐 1 之 1, 2 , 2 , 2 , 2 ,		

広島市児童相談所独自の項目による自己評価(人権チェックシート)を年に2回実施している。その結果は集計され職員全員で振り返り、支援の工夫や改善につなげている。また、今回初めて第三者評価に取り組んでいる。

# IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

評価

# [No.53]保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか(共通)

◆ねらい 一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要となる情報が把握されているか、また集団生活をさせても 問題がないことを確認しているかを評価します。

53	53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握			
でき	きているか	а		
	□可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている	0		
	□必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている	0		
	□保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている	$\circ$		
53	53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか			
	□感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている	0		
	□保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている	0		
コメント				
	受理会議に課長、係長が参加し子どもや家庭の状況についての情報を把握し所内に伝えている。また、			
必要に応じて、子どもから聴き取りをしている。感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての				
確認を行っているが、情報不足等で判断できない場合は受診している。				

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

評価

# [No.54]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、一時保護中の支援計画を作成しているか (共通)

b

◆ねらい 一時保護中の個別支援計画を立てるにあたり、関係機関との調整等による総合的なアセスメントが行われているかを評価します。

54-1 総合的なアセスメントに基づく一時保護中の支援計画が策定されているか		
	□チームで情報共有しながら関係機関との総合的なアセスメントが行われている	0
	□保護開始時に十分なアセスメントができてない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	0
	□総合的なアセスメントに基づく支援計画が策定されている	×
	□子どもの状況及び支援計画を各職員が把握できている	0

#### コメント

情報共有については、一時保護所職員と児童福祉司及び児童心理司との連携が十分ではないこともある。 大まかな支援方針は受理会議等で決定され、観察、判定会議を経て具体的な対応が決定される。日々の対 応方法については引継ぎ等において職員で共有している。

2 一時保護中の個別支援計画の策定及び個別ケアの実施

評価

#### [No.55] 一時保護所の支援方針に沿った個別ケアを行っているか

b

◆ねらい 子ども一人ひとりについて、支援計画に沿ったケアが行われているかを評価します。

55-1 一時保護所の支援計画に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか		
	□子ども一人ひとりの支援計画に沿った個別ケアが行われている	Δ
	□子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別支援計画に沿って行われている	Δ

□   □果	団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている	
定員 ( 面会、管	こ近い子どもが入所している場合は、限られた人員だけで個別の支援方針への対応が困難で 『話、手紙等への対応は、支援方針に沿って行われている。個別対応についてはプログラム <sup>い</sup> 場合もある。	
	支援計画の策定及び個別ケアの実施 3] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援計画の見直し等が行えているか(共通)	
-	)」一時保護中にあいて、子ともの変化に心した文援計画の見直し等が行えているが(発通) 一時保護中の子どもの状況変化等に応じ、支援計画の見直しや対応を行えているかを評価します。	
	どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	
	どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている	
	時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている	
□子	どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	
56-2 <del>1</del>	とどもの変化に応じた支援が行われているか	
	どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている	
□₹	どもの状況や変化により、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うための仕組みがある	
56-3 ம்	が要のない長期間の保護が行われていないか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
□必 てい	要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別支援計画の評価、見直しが行われる。	
	定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	
コメン		``~
コメン 子ど <sup>い</sup> し、必	、 らの状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。	
- コメン 子ど <sup>1</sup> し、必 <sup>§</sup> 定期的 <sup>7</sup>	るの状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい	-
コメン 子ど <sup>1</sup> し、必 <sup>§</sup> 定期的 <sup>7</sup>	らの状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。	
コメン 子ど。 し、必要 定期的。 3 子どもの [No.57	るの状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となっていまセスメントや見直しは十分ではない。  で観察 (1)子どもの観察	ا
コメン 子ど。 し、必要 定期的な 3 子どもの 【No.57 ◆ねらい 適切かに	の状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。 対象 (1)子どもの観察 プ <b>一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通)</b> 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が だついて評価します。	
コメン 子ど。 し、必要 定期的な 3 子どもの 【No.57 ◆ねらい 適切かに	らの状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となっていませスメントや見直しは十分ではない。  「観察 (1)子どもの観察 「2] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通)  一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が	
コメン 子ど。 定期的な 3 子どもの <b>[No.57</b> ◆ねらい 適切かに <b>57-1</b> 三種	の状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。 対観察 (1)子どもの観察 7] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通) 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が でついて評価します。 そどもの生活場面において行動観察を行っているか は々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している	
コメン 子どもの 定期的カ 3 子どもの <b>[No.57</b> ◆ねらい 適切かに <b>57-1</b> ラ	の状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。 対象 (1)子どもの観察 7] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通) 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が ついて評価します。 そどもの生活場面において行動観察を行っているか は々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している ともと定期的に面談等を行っている	
コメン 子どもの 定期的カ 3 子どもの [No.57 ◆ねらい 適切かに 57-1 ラ □ 四種	の状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。 対象察 (1)子どもの観察 2] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通) 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が ついて評価します。 そどもの生活場面において行動観察を行っているか なの生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している どもと定期的に面談等を行っている 当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている	
コメン 子どい 定期的な 3 子どもの [No.57 ◆ねらい 適切かに 57-1 ラ □ □ 担 57-2 ラ	の状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。 を観察 (1)子どもの観察 で1 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通) 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が でついて評価します。 でもの生活場面において行動観察を行っているか は々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している どもと定期的に面談等を行っている 当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている どもの行動観察が記録されているか	
コメン 子ど。 定期的な 3 子どもの [No.57 ◆ねらい 適切かに 57-1 ラ □ □ 担 57-2 ラ	の状況や変化に応じた養育や支援を行っている。子どもの状況等の変化があれば、引継ぎ 要に応じて支援方針の見直しを行っている。長期間の保護については理由が明確となってい なセスメントや見直しは十分ではない。 対象察 (1)子どもの観察 2] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通) 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が ついて評価します。 そどもの生活場面において行動観察を行っているか なの生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している どもと定期的に面談等を行っている 当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている	

察は、児童福祉司、児童心理司等の意見も含めて作成されている。子どもの行動観察は日々の引継ぎ書に記録されている。記録についての研修が行われている。

#### 3 子どもの観察 (2)観察会議等の実施

評価

# [No.58]観察会議が適切に実施されているか(共通)

b

◆ねらい 一時保護所内全体で、子どもの状況について十分に把握し、個別援助指針(援助方針)を決めるための 仕組みがあるかを評価します。

58	58-1 職員は、業務引継を適切に行っているか		
	□子どもの状況について、職員が十分に把握できている	0	
58	58-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討		
	□定期的に観察会議を実施し情報の共有と援助方針を定めている	0	
	□観察会議では、子どもの実際の行動と子どもの意見に基づいて行動診断を行っている	0	
	□観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている	Δ	
	□観察会議の結果は、資料としてまとめられ、判定会議にて職員が説明する	0	
	□担当の児童福祉司や児童心理司等が参加しているか	0	

# コメント

一時保護所の子どもの様子は朝夕の引継ぎで、職員の勤務形態に配慮しながら共有している。観察会議は、児童福祉司や児童心理司等が参加し、毎週木曜日の午前中に開催している。参加する職員は、事前に 内容を確認しているが、会議の進行について効率化を求める意見もあり、今後の取り組みに期待する。